

受理	令和3年陳情第4号	陳 情 者	四国中央市寒川町 284 宇摩民主商工会 会長 合田 政直 ほか1者
	令和3年12月3日		
件名	家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める陳情書		
陳 情 の 要 旨			
<p>[陳情趣旨]</p> <p>中小業者は、地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献してきました。しかし、その中小業者を支える、家族従業者の働き分（自家労賃）は、税法上、所得税法第56条「事業者の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入されない」（条文趣旨）により、必要経費として認められていません。このことにより家族従業者は、社会保障や行政手続き等の面で不利益を受けています。事業者の所得から控除される働き分は、配偶者で86万円、その他の家族は50万円で、家族従業者はこのわずかな控除が所得とみなされるため、「融資が受けられない」「住宅ローンが組めない」等、社会的にも経済的にも全く自立できない状況となっています。その為、家業を一緒にやりたくてもできないことが、後継者不足に拍車をかけています。政府は、「青色申告にすれば給料を経費にできる」（所得税法第57条）といいますが、これは届け出や記帳義務などの条件付きであり、まして同じ労働に対し、申告方法の違い（青色・白色）で差をつけること自体が、矛盾していると思います。2014年からすべての中小業者に記帳が義務化されたので、所得税法第57条による特例は認められません。</p> <p>「一人ひとりの人権を認めない封建的な家制度の名残である56条は早急に廃止すべき」と今、税理士団体及び弁護士団体をはじめ、全国555もの自治体で「廃止を求める意見書」が採択され四国でも62自治体で採択されています。（令和3年3月23日現在）。愛媛県では、宇和島市議会で「見直しを求める意見書」が採択されています。欧米においては、家族労働者に支払われる給与も第三者に支払う給与と同様、必要経費として控除が認められ、家族従業者の人格・人権、労働を正當に評価しています。また、2016年3月には国連女性差別撤廃委員会が政府に対し「所得税法第56条が家族従業女性の経済的自立を妨げていること」を懸念し、「所得税法の見直し」を日本政府に勧告しました。よって、国及び政府に対し、税法だけでなく、ジェンダー平等・民法・労働法や社会保障にもかかわる人権問題として、憲法を精神を生かし、一日も早く所得税法第56条を廃止する意見書を国に上げてくださるよう陳情いたします。</p> <p>[陳情項目]</p> <p>一、「所得税法第56条の廃止」を実現するよう国に意見書を送ってください。</p>			
結 果			